

| | |
|------------------|--------------|
| 労働条件分科会(第 183 回) | 資料 No.1-1 |
| 令和4年 11 月 29 日 | |

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の
一部を改正する件案要綱（諮問）



厚生労働省発基 1129 第 1 号
令和 4 年 11 月 29 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件案要綱

第一 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（第二に掲げる者を除く。）の拘束時間等の改

正

一 日勤勤務に就く者の拘束時間及び休息期間

1 拘束時間は、一箇月について二百八十八時間を超えないものとする。ただし、顧客の需要に應ずるため常態として車庫等において待機する就労形態（二において「車庫待ち等」という。）の自動車運転者の拘束時間は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）により、三百時間まで延長することができるものとする。

2 一日の拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は十五時間とするとともに、一日についての拘束時間が十四時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

3 勤務終了後、継続十一時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続九

時間を下回らないものとする。

二 隔日勤務（始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいう。以下同じ。）に就く者の拘束時間及び休息期間

1 二暦日についての拘束時間は、二十二時間を超えないものとし、二回の隔日勤務を平均して隔日勤務一回当たり二十一時間を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者については、労使協定により、一箇月の拘束時間を二百七十時間まで延長し、一定の要件を満たす場合は、これに十時間を加えた時間まで延長することができるものとする。

2 勤務終了後、継続二十四時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続二十二時間を下回らないものとする。

三 予期し得ない事象に遭遇した場合

一日又は二暦日についての拘束時間の規定の適用に当たっては、通常予期し得ない事象として厚生労働省労働基準局長が定めるものにより生じた運行の遅延に対応するための時間であつて、客観的な記録により確認できるもの（以下「予期し得ない事象への対応時間」という。）を、これらの拘束時間から

除くことができるものとする。この場合において、予期し得ない事象への対応時間により、一日又は二暦日についての拘束時間が最大拘束時間を超えた場合は、勤務終了後、一日の勤務の場合には継続十一時間以上、二暦日の勤務の場合には継続二十四時間以上の休息期間を与えるものとする。

第二 ハイヤー（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものをいう。）に乗務する自動車運転者に係る時間外労働に関する改正

一 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（第五において「労働当事者」という。）は、労働基準法（以下「法」という。）第二十六条第一項の協定（以下「時間外・休日労働協定」という。）をすることに当たっては、次の事項を遵守しなければならないものとする。

1 労働時間を延長して労働させることができる時間については、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（以下「限度時間」という。）を超えない時間に限ること。

2 一年についての限度時間を超えて労働させることができる時間を定めるに当たっては、臨時的に限

度時間を超えて労働させる必要がある場合であっても、法第四百十条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第五項の規定により、同条第二項第四号に関して協定した時間を含め九百六十時間を超えない範囲内とするものとする。

二 使用者は、時間外・休日労働協定において、労働時間を延長して労働させることができる時間を定めるに当たっては、当該時間数を、休日の労働を定めるに当たっては、当該休日に労働させることができる時間数を、それぞれできる限り短くするよう努めなければならないものとする。

三 使用者は、ハイヤーに乗務する自動車運転者が疲労回復を図るために、必要な睡眠時間を確保できるように、勤務終了後に一定の休息期間を与えなければならないものとする。

第三 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等の改正

一 拘束時間及び休息期間

1 拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。

こと。

2 1ただし書の場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が三箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

3 最大拘束時間は十五時間とすること。ただし、自動車運転者の一週間における運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が四百五十キロメートル以上の貨物運送をいう。）であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合においては、当該一週間について二回に限り最大拘束時間を十六時間とすることができるものとする。

4 3の場合において、一日についての拘束時間が十四時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

5 勤務終了後、継続十一時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続九時間を下回らないものとする。ただし、3ただし書に該当する場合、当該一週間について二回に限り、休息期間を継続八時間とすることができるものとする。この場合において、一の運行終了

後、継続十二時間以上の休息期間を与えるものとする。

二 連続運転時間

1 連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。第三において同じ。）における運転の中断については、原則として休憩を与えるものとする。

2 サービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間が四時間を超える場合には、連続運転時間を四時間三十分まで延長することができるものとする。

三 予期し得ない事象に遭遇した場合

一日の拘束時間、二日を平均した一日当たりの運転時間及び連続運転時間の規定の適用に当たっては、予期し得ない事象への対応時間を当該拘束時間、運転時間及び連続運転時間から除くことができるものとする。この場合、勤務終了後、一の5本文の継続した休息期間を与えるものとする。

四 拘束時間及び休息期間の特例

1 休息期間の分割の特例

業務の必要上、勤務終了後、継続九時間（一の3ただし書に該当する場合は継続八時間）以上の休息期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間（一箇月程度を限度とする。）における全勤務回数のお二分の一を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。

(一) 分割された休息期間は、一回当たり継続三時間以上とし、二分割又は三分割とするものとする。

(二) 一日において、二分割の場合は合計十時間以上、三分割の場合は合計十二時間以上の休息期間を与えなければならないこと。

(三) 休息期間を三分割とする日が連続しないよう努めるものとする。

2 二人乗務の特例

自動車運転者が一台の自動車に二人以上乗務する場合であつて、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を二十時間まで延長し、休息期間を四時間まで短縮することができるものとする。ただし、当該設備がベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局

長が定める設備に該当し、かつ、勤務終了後、継続十一時間以上の休息期間を与える場合は、最大拘束時間を二十四時間まで延長することができるものとする。この場合において、八時間以上の仮眠を与える場合には、当該拘束時間を二十八時間まで延長することができるものとする。

3 隔日勤務の特例

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、二暦日の拘束時間が二十一時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与える場合に限り、自動車運転者を隔日勤務に就かせることができるものとする。ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間四時間以上の仮眠を与える場合には、二週間の拘束時間が百二十六時間を超えない範囲において、当該二週間について三回を限度に、二暦日の拘束時間を二十四時間まで延長することができるものとする。

4 フェリーに乗船する場合の特例

自動車運転者がフェリーに乗船している時間は、原則として休息期間とし、当該時間を、与えるべき休息期間の時間から除くことができるものとする。ただし、当該時間を除いた後の休息期間

は、2の場合を除き、フェリーを下船した時刻から終業の時刻までの時間の二分の一を下回ってはならないものとする。

第四 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等の改正

一 拘束時間及び休息期間

1 拘束時間は、次のいずれかの基準を満たすものとする。

- (一) 一箇月について二百八十一時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、乗合バスに勤務する者（一時的な需要に応じて追加的に自動車を運行する営業所において運行されるものに勤務する者に限る。）、高速バスに勤務する者及び貸切バスに勤務する者（二）において「貸切バス等乗務者」という。）の拘束時間は、労使協定により、一年について六箇月までは、一箇月の拘束時間を二百九十四時間まで延長することができ、かつ、一年の拘束時間を三千四百時間まで延長することができるものとする。

- (二) 四週間で平均し一週間当たり六十五時間を超えず、かつ、五十二週間について三千三百時間を超

えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、五十二週間のうち二十四週間までは四週間を平均し一週間当たり六十八時間まで、かつ、五十二週間について三千四百時間まで延長することができるものとする。この場合において、四週間を平均し一週間当たりの拘束時間が六十五時間を超える週が十六週間を超えて連続しないものとする。

2 1の(一)ただし書の場合においては、一箇月の拘束時間が二百八十一時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、1の(二)ただし書の場合においては、四週間を平均した一週間当たりの拘束時間が六十五時間を超える週が十六週間を超えて連続しないものとする。

3 一日の拘束時間及び休息期間

(一) 最大拘束時間は十五時間とし、一日についての拘束時間が十四時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

(二) 勤務終了後、継続十一時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続九時間を下回らないものとする。

二 連続運転時間

1 高速バスに乗務する者及び貸切バスに乗務する者が高速道路等を運行する場合は、一の連続運転時間についての高速道路等における連続運転時間（夜間において長距離の運行を行う貸切バスについては、高速道路等以外の区間における運転時間を含む。）は、おおむね二時間を超えないものとするよう努めるものとする。

2 交通の円滑を図るため、駐車又は停車した自動車を予定された場所から移動させる必要が生じたことにより運転した時間（一の連続運転時間が終了するまでの間につき三十分を上限とする。）を、当該必要が生じたことに関する記録がある場合に限り、連続運転時間から除くことができることとする。

三 予期し得ない事象に遭遇した場合

一日の拘束時間、二日を平均した一日当たりの運転時間及び連続運転時間の規定の適用に当たっては、予期し得ない事象への対応時間を当該拘束時間、運転時間及び連続運転時間から除くことができるものとする。この場合、勤務終了後、一の3の(二)の継続した休息期間を与えるものとする。

四 拘束時間及び休息期間の特例

1 休息期間の分割の特例

業務の必要上、勤務終了後、継続九時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間（一箇月を限度とする。）における全勤務回数のご二分の一を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後の二回に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、一日において一回当たり継続四時間以上、合計十一時間以上でなければならぬものとする。

2 二人乗務の特例

自動車運転者が一台の自動車に二人以上乗務する場合であつて、車両内に身体を伸ばして休息することができるときは、次に掲げるところにより、最大拘束時間を延長し、休息期間を短縮することができるものとする。

- (一) 当該設備が運転者の専用の座席であり、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす場合は、最大拘束時間を十九時間まで延長し、休息期間を五時間まで短縮することができるものとする。

(二) 当該設備としてベッドが設けられている場合その他運転者の休息のための措置として厚生労働省労働基準局長が定める措置が講じられている場合は、最大拘束時間を二十時間まで延長し、休息期間を四時間まで短縮することができるものとする。

3 隔日勤務の特例

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、二暦日の拘束時間が二十一時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続二十時間以上の休息期間を与える場合に限り、自動車運転者を隔日勤務に就かせることができるものとする。ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間に四時間以上の仮眠を与える場合には、二週間の拘束時間が百二十六時間を超えない範囲において、当該二週間について三回を限度に、二暦日の拘束時間を二十四時間まで延長することができるものとする。

4 フェリーに乗船する場合の特例

自動車運転者がフェリーに乗船している時間は、原則として休息期間とし、当該時間を、与えるべき休息期間の時間から除くことができるものとする。ただし、当該時間を除いた後の休息期間

は、2の場合を除き、フェリーを下船した時刻から終業の時刻までの時間の二分の一を下回ってはならないものとする。

第五 その他

一 労使当事者は、時間外・休日労働協定を締結する場合において、労働時間を延長して労働させることができる時間は、法第三十六条等の規定により、限度時間を超えない時間に限ることとされていること、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合であっても一年について九百六十時間を超えない範囲内とされていること及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針に定める事項について十分留意しなければならないものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用するものとする。